倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、NPO 法人きらきら星（以下「この法人」という。）の定款第３条（目的）に基づいて実施する事業の実施にあたり、厳正な倫理に則り、公正かつ厳正な事業活動を行うための自主ルールとして、必要な事項を定め、この法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第２条　この法人は、その設立目的に従い、さまざまな主体が協働し連携するネットワークを構築し、課題を共に解決していくことによって、乳幼児、児童の健全な心身の育成と、安心して子育てできる環境の提供という社会的使命と役割を十分認識し、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第３条　この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持･向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第４条　この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第５条　この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

２　この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

３　この法人の役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第６条　この法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第７条　この法人は、利益相反を防止するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、「情報公開規程」に基づき公開しなければならない。

２　この法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員又は役員を除いて行わなければならない。

３　この法人の役職員は、その職務執行に際し、基金運営等による他団体の事業支援活動おいて、支援先助成団体の選定、監督するにあたり、この法人と利益相反する行為を行ってはならない。この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、利益相反防止の措置を講じ

なければならない。

4　この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第８条　役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第９条　この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第１０条　この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研鑽）

第１１条　この法人の役職員は、民間の公益的活動や市民による社会貢献活動に関する情報収集やその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の確保）

第１２条　この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改廃）

第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は令和６年７月１９日から施行する。